

平成24年8月1日

各 位

ソーシャル・エコロジー・プロジェクト株式会社
代表取締役社長 守谷隆志
(コード番号 6819)
問い合わせ先
経営企画室
電話番号 03-5786-3900

当社子会社による執行異議の申立て却下決定に関するお知らせ

平成24年7月23日付「当社子会社による執行異議の申立てに関するお知らせ」のとおり、当社の子会社である株式会社サボテンパークアンドリゾート（以下「SPR社」という）は、静岡地方裁判所沼津支部に対して、競売開始決定に対する執行異議の申立てをいたしました。平成24年7月30日付にて、同裁判所において、本件申立てを却下する決定がなされ、本日、当社としてその内容を認識いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 決定の概要

(1) 決定日

平成24年7月30日

(2) 決定の内容

執行異議の申立てを却下する。

(3) 決定の理由

「執行裁判所は、本件のような事件の実体的な面を確定させるような十分な審理をすることはできないから、結局本件執行異議の申立ては、却下せざるを得ない」としております。

本件執行異議において、SPR社は、本件被担保債権及び本件根抵当権の取得原因たる債権譲渡は無効であって、債権者は本件根抵当権を有していないこと、さらに本件根抵当権の実行は信義則違反ないし権利の濫用であり、これに基づきなされた本件競売開始決定は違法なものであると主張しておりましたが、今般の執行異議の申立ての却下により、SPR社の主張自体が却下されたわけではありません。

なお、執行異議の申立て却下の決定には、

- ① 「そもそも競売開始決定に対する異議は、簡易な手続により迅速に手続の取消しを認めるものであるから、民事執行法が担保権の実行は法定文書による場合に限定し（181条）、それによる不都合については一定の法定文書に基づく手続の停止・取消し（183条）を認めている趣旨にかんがみれば、執行裁判所の手続きにおいて、根抵当権の有効性や被担保債権の存否等を理由とする異議を審理できるのは、口頭弁論によらずして簡易に審理できる場合に限られ、それ以外の場合には、判決等によって手続の停止・取消しを得るべきものというべきである。」
- ② 「本件において、申立人が主張する本件被担保債権が時効により消滅していること、本件債権譲渡は無効であること及び本件根抵当権の実行は信義則違反ないし権利の濫用であること等の点は、訴訟手続により口頭弁論を経て判決で確定するべきものである。」と記載があります。

2. 今後の見通し

SPR社は、今般の競売の不当・不法性が明らかであると認識しており、SPR社の正当性を主張し、競売停止に向けて取り組んでまいります。当初のとおり、SPR社は、今後、競売停止の仮処分の申立てを行ってまいります。

本格的な審理を行うことになる本訴及び競売停止の仮処分の申立ての進捗に応じて、必要な開示事項が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

なお、本件申立て却下決定による当期の業績に対する影響は、現在精査中であり、確定次第、速やかに開示いたします。

以 上